KUMAMOTO 法　人 ニュース　第24号　2021年8月1日

公益社団法人　熊 本 法 人 会　発行者／公益社団法人　熊本法人会　竹下　英

# 目　次

第８回通常総会…… 3
議案審議ほか…… 4
令和３年度事業計画書…… 5
令和３年度収支予算書…… 6
令和３年度役員一覧…… 7
令和３年度支部長一覧…… 8
税務署だより
消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について… 9
猶予制度、タックスアンサー、e-Tax ほか …… 13
熊本西・熊本東税務署人事異動…… 15
熊本県県央広域本部・熊本市だより…… 16
青年部会だより…… 18
女性部会だより…… 19
特集
コロナ禍の今こそ「発酵食品で免疫力 UP !」…… 20
支部だより…… 22
事務局だより
新規加入法人…… 22
令和３年度新入社員合同入社式・研修会…… 23

法人会
消費税期限内納付
推進運動

**●表紙の作者紹介●**

**富永　祥平**

熊本デザイン専門学校
グラフィックデザイン科

〔コンセプト〕
自分の頭の中で夏を考えた時に、緑川と入道雲が思い浮かんだので、２つの要素を組み合わせました。長い夏の日常の一瞬を切り取ったような絵になるように意識しながら描きました。

発行所

〒860-0802　熊本市中央区中央街3番8号
熊本大同生命ビル２階
公益社団法人　熊本法人会
会　　長　竹下　　英
広報委員長　安武洋一郎
TEL　（096）353-2555
FAX　（096）353-2556
ホームページアドレス
http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/kumamoto/

# 第８回　通常総会　開催

**開催日：令和３年６月８日（火）　場所：ホテル日航熊本**

**【総 会】**

公益社団法人熊本法人会の第８回通常総会をホテル日航熊本で開催しました。本年の通常総会は、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用により、税務当局をはじめ、県・市の税務行政、税務関係団体、受託会社の来賓の皆さまには出席をご遠慮いただき、講演会及び交流会を中止として、規模を縮小（最少参加者）して開催しました。総会には、役員及び会員企業から91名の出席がありました。

竹下会長のあいさつ

大塚監事による監査報告

総会の様子

● 竹下会長は、出席された役員及び会員企業の皆さまに次のとおり挨拶されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、前年同様、ご来賓をお招きせず、また、講演会及び交流会を中止とし、規模を縮小して総会を開催することにいたしました。２年続けて、このような形で通常総会を開催することはとても残念ですが、ご理解いただきたいと思います。

５月13日に熊本県は「まん延防止等重点措置」の適用となり、「外出自粛」や「営業時間短縮要請」が強化され、その影響は多岐の業種にわたり、会員企業の皆さまの事業・経営に支障が生じているのではないかと心配しています。１日も早く、国民全体にワクチン接種が実施され、地域を支える中小企業の収益環境が回復することを願っています。

令和２年度は、コロナ禍の制約がある中、「熊本法人会」として、出来る限りの事業活動に取組んで参りました。役員・会員の皆さまをはじめ、青年部会や女性部会の皆さま、税務行政・税務関係友誼団体・受託会社の皆さまには、様々な局面において、ご支援をいただいたことに「感謝」と「お礼」を申し上げます。

今は、コロナ禍で困難な状況にありますが、この様な時にこそ「法人会が果たすべき役割」があると思います。法人会は、「税を味方に、強い経営を。」というスローガンを掲げ、企業の事業継続を支援するために、コロナ対策等を盛り込んだ「税制改正要望」等を取り纏め、国や地方に対して積極的に提言活動を行うこと。そして、企業の健全な発展を支援するため、「新しい税情報の提供や研修活動」を行うこと。更には、企業価値の向上を支援するため、３密を避けた「会員相互の交流・情報交換」を促進することではないかと思います。これらは、熊本法人会として、これまでも取組んできたことでありますが、これからも、引

き続き取組んでいくべき、私どもの「根幹となる役割」だと思っています。

そして、未だ加入されていない管内の約６割の法人に向けて「税のオピニオンリーダーとしての存在感」を、様々な機会を通じて広報しながら、新しい会員の輪を広げることにも、努めて参りたいと思います。

ところで、本会は、２年後に大きな節目を迎えます。熊本西法人会と熊本東法人会が、平成26年４月に新設合併して「創立10周年」となります。どの様な形で「創立10周年」を迎えるかを、役員・会員の皆さまのご意見やご要望を伺いながら、記憶に残る周年事業にしたいと思います。

実は、もう１つ節目を迎える会員支援事業があります。令和３年に、法人会向け「福利厚生制度」が、「創設50周年」になります。全国法人会総連合としても、これまで以上に、各委員会が連携しても今後２年に亘り、「制度の充実」及び「50周年関連事業」等に取組んでいく方針ですので、ご協力をお願いいたします。

**《 議案審議……提案議題は原案どおり承認 》**

総会では、竹下会長のあいさつに続き議案審議に入り、①令和２年度事業報告　②令和２年度収支計算報告　③役員改選（案）の議案が提案され、審議の結果いずれも満場一致で原案どおり承認されました。承認に続き、④令和３年度事業計画　⑤令和３年度収支予算については、理事会承認事項として報告されました。

また、総会終了後、役員改選承認に伴い、会長及び業務執行理事選定のため第２回理事会を開催し、竹下英氏が会長職に、松本繁氏ほか7名が副会長に、中島憲行氏ほか12名が常任理事に、田中賢史氏が専務理事に承認されました。

濱崎常任理事の退任あいさつ

第2回理事会（会長、業務執行役員の選定）

竹下会長の会長就任あいさつ

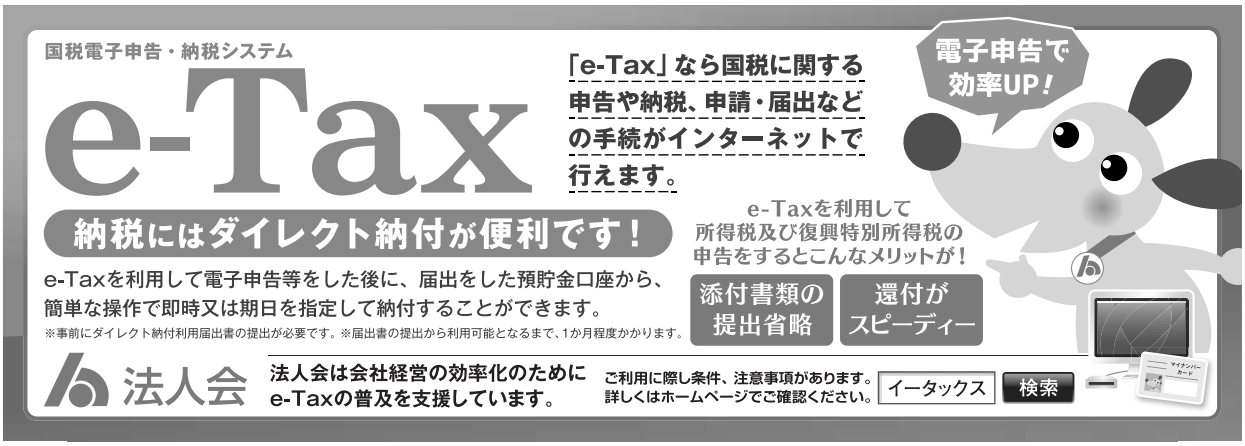

# 令和３年度　事業計画書

**自　令和３年４月１日**
**至　令和４年３月31日**

**◆ 事業活動の基本方針**

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、税に関する研修活動・情報提供を通じて納税道義の高揚と税知識の普及啓蒙を図り、企業の健全な発展を支援する。また、会員相互の交流・情報交換を促進して企業価値の向上を支援する。併せて、地域に密着した社会貢献活動に取組み、地域の振興への寄与と地域の未来を担う人材の育成を支援する。

次に、中小企業の立場から望ましい税制・財政のあり方について、調査研究を行い、税制提言活動を通じて企業の事業継続の支援や地域の人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

事業の公益性と社会貢献度を更に高めることに努め、公益法人としての社会的使命を果たすことによって、会員の輪を広げ、法人会の存在意義を確立する。

新設合併して８年目となる本会は、全国440単位会の「目標となる法人会」として、各専門委員会や支部並びに部会の事業活動を通じて、会員及び不特定多数の多くの一般の方に、その使命が広く浸透するよう価値ある知識と正しい情報を迅速に提供する。

## Ⅰ　税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業　〔 公１ 〕

１．税知識の普及を目的とする事業
⑴新設法人説明会の開催　⑵税務研修会の開催

２．納税道義の高揚を目的とする事業
⑴納税表彰者の推薦　⑵税に関する作品の表彰　⑶税金クイズ大会の実施　⑷租税教室
⑸税に関する絵はがきコンクールの実施　⑹税務相談所の開設
⑺ホームページ及び広報誌による税情報の発信

３．税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
⑴税制改正の提言及び提言書を関係機関へ提出　⑵全国青年の集いへの参加
⑶全国女性フォーラムへの参加

## Ⅱ　地域の経済社会環境の整備改善等を図る事業　〔 公２ 〕

１．地域企業の健全な発展に資する事業
⑴実務セミナーの開催　⑵新入社員合同入社式並びに研修会の開催
⑶支部や部会での研修会の開催　⑷簿記講座の受講支援

２．地域社会への貢献を目的とする事業
⑴各種ボランティア活動　⑵環境保全及び地域支援活動　⑶地域の祭り・イベントの支援
⑷文化・芸術・自然を育む活動　⑸スポーツを通じた活動
⑹小・中学校へ書籍や交通安全グッズ等の寄贈　⑺講演会の開催

## Ⅲ　その他の事業（相互扶助等事業）

１．会員の交流及び会員支援のための事業　〔他１〕
⑴通常総会終了後の交流会　⑵新年賀詞交歓会　⑶チャリティゴルフ大会　⑷交流親睦会
⑸スポーツ大会　⑹経営者大型保障制度の普及推進　⑺ビジネスガードの普及推進
⑻がん保険制度の普及推進　⑼貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進
⑽まごころ共済（自動車事故費用共済）の普及推進　⑾会員特典の普及推進

## Ⅳ　各委員会関係

１．総務委員会関係　２．組織委員会関係　３．事業研修委員会関係　４．税制委員会関係
５．広報委員会関係　６．厚生委員会関係　７．支部関係

# 令和３年度　収支予算書

令和３年４月１日から令和４年３月31日まで

（単位：円）

| 科　　目 | 予　算　額 | 前年度予算額 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| **Ⅰ一般正味財産増減の部** | | | |
| １．経常増減の部 | | | |
| （１）経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| 基本財産受取利息 | 3,000 | 3,000 | 0 |
| 受取会費 | 36,861,660 | 37,231,000 | ▲ 369,340 |
| 正会員受取会費 | 36,776,460 | 37,141,000 | ▲ 364,540 |
| 賛助会員受取会費 | 85,200 | 90,000 | ▲ 4,800 |
| 事業収益 | 650,000 | 330,000 | 320,000 |
| 研修事業収益 | 620,000 | 300,000 | 320,000 |
| 広報事業収益 | 30,000 | 30,000 | 0 |
| 受取補助金等 | 28,304,600 | 28,956,900 | ▲ 652,300 |
| 受取全法連補助金 | 315,000 | 480,000 | ▲ 165,000 |
| 受取県連補助金 | 27,989,600 | 28,476,900 | ▲ 487,300 |
| 受取負担金 | 2,517,000 | 2,676,000 | ▲ 159,000 |
| 青年部会受取負担金 | 1,692,000 | 1,824,000 | ▲ 132,000 |
| 女性部会受取負担金 | 825,000 | 852,000 | ▲ 27,000 |
| 雑収益 | 252,000 | 252,000 | 0 |
| 受取利息 | 2,000 | 2,000 | 0 |
| 雑収益 | 250,000 | 250,000 | 0 |
| 経常収益計 | 68,588,260 | 69,448,900 | ▲ 860,640 |
| （２）経常費用 | | | |
| 事業費 | 56,625,393 | 57,442,737 | ▲ 817,344 |
| 管理費 | 11,937,381 | 11,790,149 | 147,232 |
| 経常費用計 | 68,562,774 | 69,232,886 | ▲ 670,112 |
| 評価損等調整前当期経常増減額 | 25,486 | 216,014 | ▲ 190,528 |
| 評価損益計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常増減額 | 25,486 | 216,014 | ▲ 190,528 |
| ２．経常外増減の部 | | | |
| （１）経常外収益 | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| （２）経常外費用 | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 25,486 | 216,014 | ▲ 190,528 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 81,000 | 81,000 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | ▲ 55,514 | 135,014 | ▲ 190,528 |
| 一般正味財産期首残高 | 65,419,656 | 65,317,775 | 101,881 |
| 一般正味財産期末残高 | 65,364,142 | 65,452,789 | ▲ 88,647 |
| **Ⅱ指定正味財産増減の部** | | | |
| 受取補助金等 | 27,989,600 | 28,476,900 | ▲ 487,300 |
| 受取全法連助成金 | 27,989,600 | 28,476,900 | ▲ 487,300 |
| 一般正味財産への振替額 | ▲ 27,989,600 | ▲ 28,476,900 | 487,300 |
| 一般正味財産への振替額 | ▲ 27,989,600 | ▲ 28,476,900 | 487,300 |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| **Ⅲ正味財産期末残高** | 65,364,142 | 65,452,789 | ▲ 88,647 |

# 令和３年度　熊本法人会の役員一覧

【本部】　（敬称略）

| 役職名 | 氏　名 | 法人名 |
|---|---|---|
| 会　長 | 竹下　英 | ㈶加寿美学園 |
| 副会長 | 松本　繁 | 松本実業㈱ |
| | 住永　金司 | 熊本交通運輸㈱ |
| | 出田　信行 | 大熊本証券㈱ |
| | 木下　顕 | ㈱静岡塗装組 |
| | 安武洋一郎 | ㈱アクセス |
| | 梅元　昭宏 | ㈱梅元経営経理事務所 |
| | 堤　泰之 | ㈱リアルサービス |
| | 田邉　由子 | ㈲花もめん |
| 専務理事 | 田中　賢史 | (公社)熊本法人会 |
| 常任理事 | 中島　憲行 | ㈾中島石油 |
| | 志水　一博 | ㈱志水工務店 |
| | 阪本　憲市 | ㈲肥後そう川 |
| | 川田　昇 | ㈱相互電工 |
| | 上田　博仁 | ㈲博栄堂印房 |
| | 渡部　展行 | ㈲渡部晴光堂 |
| | 稲葉多恵子 | ㈱熊本駅構内タクシー |
| | 原野　利一 | ㈱はらの |
| | 吉弘　桂子 | 吉弘鋼材㈱ |
| | 堤　隆一郎 | 堤化学㈱ |
| | 原田　裕士 | ㈱三島紙行 |
| | 大住　裕司 | ㈱光助 |
| 監　事 | 大塚　二郎 | ㈲ウィズダム |
| | 井星　伸一 | 熊本信用金庫 |
| | 志岐　祥子 | 志岐祥子税理士事務所 |
| 相談役 | 門垣　逸夫 | 熊本朝日放送㈱ |
| 理　事 | 渕田美恵子 | ㈱ツカサ創研 |
| | 青木　祐心 | ㈲レモンフーズ |
| | 吉本　典子 | 佐藤白蟻工業㈱ |
| | 川口　雄三 | ㈱トムス |
| | 杉本　信一 | ㈱杉本工務店 |
| | 猪本　恭三 | 熊本県海産物仲卸㈳ |
| | 永田　求 | ㈱アスリートクラブ熊本 |
| | 東　秀優 | ㈲エクセルバランス |
| | 西村　辰則 | ㈱辰グループ |
| | 松本　壽雄 | ㈲ラッキータクシー |
| | 鬼塚　龍彦 | ㈲サン技研 |
| | 浅井　茂宏 | ㈲お菓子のあさい |

| 役職名 | 氏　名 | 法人名 |
|---|---|---|
| 理　事 | 山角　智秀 | ㈱中九州アイエス |
| | 丸山　稔 | ㈲丸山商店 |
| | 島﨑　克也 | ㈲阿蘇エンタープライズ |
| | 田上　洋一 | 田上自動車㈱ |
| | 山内　浩 | 熊本流通団地(協組) |
| | 中川　剛 | ㈱野田市電子 |
| | 深水　進 | ㈱深水建設 |
| | 新道　欣也 | ㈱お風呂のシンドー |
| | 立山　由生 | ㈱ワイエンタープライズ |
| | 赤池賢太郎 | 旭タクシー㈱ |
| | 馬場口一利 | ㈲正文堂 |
| | 緒方　俊彦 | ㈲緒方米穀 |
| | 坂本　浩 | 熊本商工会議所 |
| | 左座　真治 | ㈱大和電業 |
| | 笹原　健嗣 | ㈱建吉組 |
| | 田淵　浩 | ㈱鶴屋百貨店 |
| | 清田　好彦 | 熊本市農協青色申告会法人部会 |
| | 中尾　浩 | ㈲中尾石油 |
| | 黒田　直 | 南九州税理士会(黒田直税理士事務所) |
| | 坂口　滋一 | ㈱アテック熊本 |
| | 吉村　浩之 | ㈱ミユキコーポレーション |
| | 本道　幸司 | ㈲本道建設 |
| | 本田　勝蔵 | 淡路機材㈱ |
| | 楳木　寛丈 | ㈱ライフアース |
| | 鹿子木裕二 | (医)富尾会　桜が丘病院 |
| | 甲斐　俊寿 | 甲斐土木工業㈱ |
| | 岩永　一宏 | ㈱岩永組 |
| | 波佐間英樹 | ㈱愛光社 |
| | 寺本　光秀 | ㈲第一交通タクシー |
| | 田原　誠也 | ㈱田原洋装店 |
| | 原　裕一 | 蛇の目ブロック㈱ |
| | 鳥丸　克彦 | ㈾鳥丸八十七商店 |
| | 佐藤　敬 | ㈲佐藤保温 |
| | 上村　真也 | ㈱新東洋車体 |
| | 福田　賢成 | ㈱カネイチ |
| | 永野　順也 | ㈱永野商店 |
| | 島村　康郎 | ㈱グリーン住宅 |
| | 米田　博之 | ㈲坂本金物店 |

【青年部会】　（敬称略）

| 役職名 | 氏　名 | 法人名 |
|---|---|---|
| 部会長 | 堤　泰之 | ㈱リアルサービス |
| 副部会長 | 渡邉　一史 | ㈱花のワタナベ |
| | 新田　哲也 | SMT コンサルティング㈱ |
| | 雪見美智男 | ㈱マイプランニング |
| | 楢橋　一玄 | ㈱ナラハシ |
| | 東　圭一郎 | ㈱お仏壇・墓石の千寿 |
| | 鷲山　肇 | (福)はちす福祉会 |

【女性部会】　（敬称略）

| 役職名 | 氏　名 | 法人名 |
|---|---|---|
| 部会長 | 田邉　由子 | ㈲花もめん |
| 副部会長 | 伊藤　敦子 | ㈲再生資源リサイクルセンター |
| | 城下奈奈美 | ㈲城下建設 |

# 令和３年度　熊本法人会の支部長一覧

（敬称略）

| 西地区（31支部） | | |
|---|---|---|
| 支　部 | 氏　名 | 法人名 |
| 城　東　第１ | 田原　誠也 | ㈱田原洋装店 |
| 城　東　第２ | 田淵　　浩 | ㈱鶴屋百貨店 |
| 慶　　徳 | 西村　辰則 | ㈱辰グループ |
| 五　　福 | 鳥丸　克彦 | ㈾鳥丸八十七商店 |
| 一　　新 | 上田　博仁 | ㈲博栄堂印房 |
| 壺　　川 | 緒方　俊彦 | ㈲緒方米穀 |
| 碩　　台 | 馬場口一利 | ㈲正文堂 |
| 春　　日 | 稲葉多恵子 | ㈱熊本駅構内タクシー |
| 古　　町 | 赤池賢太郎 | 旭タクシー㈱ |
| 向　　山 | 中川　　剛 | ㈱野田市電子 |
| 黒　　髪 | 田上　洋一 | 田上自動車㈱ |
| 楠・武蔵ヶ丘 | 甲斐　俊寿 | 甲斐土木工業㈱ |
| 陳内・上龍田 | 新道　欣也 | ㈱お風呂のシンドー |
| 竜田・弓削 | 志水　一博 | ㈱志水工務店 |
| 清　　水 | 永野　順也 | ㈱永野商店 |
| 池　　田 | 鹿子木裕二 | (医)富尾会　桜が丘病院 |
| 城　　西 | 浅井　茂宏 | ㈲お菓子のあさい |
| 花　　園 | 吉村　浩之 | ㈱ミユキコーポレーション |
| 高　平　台 | 堤　隆一郎 | 堤化学㈱ |
| 白　　坪 | 猪本　恭三 | 熊本県海産物仲卸㈳ |
| 日　吉　東 | 波佐間英樹 | ㈱愛光社 |
| 日　吉　西 | 松本　壽雄 | ㈲ラッキータクシー |
| 川　　尻 | 深水　　進 | ㈱深水建設 |
| 西　　部 | 福田　賢成 | ㈱カネイチ |
| 北　　部 | 川田　　昇 | ㈱相互電工 |
| 天　　明 | 本道　幸司 | ㈲本道建設 |
| 河　　内 | 中尾　　浩 | ㈲中尾石油 |
| 飽　　田 | 鬼塚　龍彦 | ㈲サン技研 |
| 流通団地 | 山内　　浩 | 熊本流通団地(協組) |
| 富　　合 | 杉本　信一 | ㈱杉本工務店 |
| 熊本市農協(西) | 清田　好彦 | 熊本市農協青色申告会法人部会 |

| 東地区（38支部） | | |
|---|---|---|
| 支　部 | 氏　名 | 法人名 |
| 新　屋　敷 | 川口　雄三 | ㈱トムス |
| 九　品　寺 | 吉本　典子 | 佐藤白蟻工業㈱ |
| 南　熊　本 | 岩永　一宏 | ㈱岩永組 |
| 萩　　原 | 西原　茂雄 | ㈱西原商店 |
| 琴　　平 | 久峨　章義 | Ｋ＆Ｉ税理士法人 |
| 田　迎　南 | 亀田　哲也 | ㈱亀田建装 |
| 田　迎　北 | 吉村　俊彦 | 旭電業㈱ |
| 本　　荘 | 石原　裕士 | 東光石油㈱ |
| 御　　幸 | 本田　敬喜 | ㈲カメヤ |
| 熊本市農協(東) | 清田　好彦 | 熊本市農協青色申告会法人部会 |
| 白山大江国府 | 尾池千佳子 | 九州綜合サービス㈱ |
| 大　　江 | 安武洋一郎 | ㈱アクセス |
| 新　大　江 | 小川　裕士 | ㈱太陽社 |
| 渡　　鹿 | 山角　智秀 | ㈱中九州アイエス |
| 保田窪(本町) | 寺本　光秀 | ㈲第一交通タクシー |
| 帯　　山 | 安田　敬司 | ㈱安田建設 |
| 水前寺第1･2 | 渡部　展行 | ㈲渡部晴光堂 |
| 水前寺第３ | 原田　裕士 | ㈱三島紙行 |
| 水前寺第４ | 木下　　顕 | ㈱静岡塗装組 |
| 江津出水 | 米田　博之 | ㈲坂本金物店 |
| 神　　水 | 永田　　求 | ㈱アスリートクラブ熊本 |
| 京塚尾ノ上 | 楳木　寛丈 | ㈱ライフアース |
| 健　　軍 | 島村　康郎 | ㈱グリーン住宅 |
| 若葉・泉ヶ丘 | 島崎　克也 | ㈲阿蘇エンタープライズ |
| 花　　立 | 大隈　和浩 | 東邦設備㈱ |
| 西・東健軍 | 原　　裕一 | 蛇の目ブロック㈱ |
| 長　嶺　第1 | 前田　真弘 | 熊本防錆工業㈱ |
| 長　嶺　第2 | 佐藤　　敬 | ㈲佐藤保温 |
| 御　　領 | 本田　勝蔵 | 淡路機材㈱ |
| 鹿　帰　瀬 | 森崎　伸晃 | 善徳丸建材㈱ |
| 上　南　部 | 森山　健蔵 | ㈲森脇工業 |
| 下　南　部 | 近藤　誠也 | 光進建設㈱ |
| 新　南　部 | 井上雄一朗 | ネッツトヨタ熊本㈱ |
| 小山戸島 | 左座　真治 | ㈱大和電業 |
| 益　城　町 | 住永　金司 | 熊本交通運輸㈱ |
| 嘉　島　町 | 中島　憲行 | ㈾中島石油 |
| 御　船　町 | 丸山　　稔 | ㈲丸山商店 |
| 甲　佐　町 | 阪本　憲市 | ㈲肥後そう川 |
| 山　都　町 | 田辺　成一 | ㈱協信工業 |

# 税務署だより

## ○　消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の説明会について
## ～事業者の方は、どなたでも参加できます！～

消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が令和５年１０月１日から導入され、本年１０月１日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

適格請求書等保存方式とは、買手が、仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、売手の事業者から交付を受けた「適格請求書（いわゆるインボイス）」等の保存を必要とする制度です。

税務署では、「インボイス制度の概要に関する説明会」を下記のとおり開催します。

インボイス制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

なお、適格請求書等保存方式及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤル（電話　0120-205-553）で受け付けております。

| 開催日時 | | 開催場所 | 定員 | 留意事項 |
|---|---|---|---|---|
| 月　　日 | 時　　間 | | | |
| ① 8月19日（木）<br>② 9月16日（木）<br>③10月14日（木）<br>④11月18日（木）<br>⑤12月16日（木） | 10：00～<br>14：00～<br>14：00～<br>14：00～<br>14：00～ | 熊本市西区春日２丁目10番１号<br>熊本地方合同庁舎Ａ棟<br>１階共用会議室 | 各<br>50名 | 【要事前予約】①8/12、②9/9、③10/7、④11/11、⑤12/9の17時まで<br>・定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。<br>・所要時間は、1時間30分（予定） |
| ① 9月13日（月）<br>②10月　6日（水）<br>③11月　9日（火）<br>④12月16日（木） | 13：30～<br>10：00～<br>13：30～<br>10：00～ | 熊本市東区東町３丁目２番53号<br>熊本東税務署　３階大会議室 | 各<br>20名 | 【要事前予約】①9/8、②10/1、③11/4、④12/13の17時まで<br>・定員に達し次第、締め切りとさせていただきます。<br>・所要時間は、1時間30分（予定） |

○　参加費用は無料です。

○　事前予約制で開催しますので、参加を希望する場合は、管轄の税務署までご連絡ください。

熊本西税務署法人課税第１部門（電話　096－355－1181【※自動音声案内に従い「２」を選択】）

熊本東税務署法人課税第１部門（電話　096－369－5566【※自動音声案内に従い「２」を選択】）

○　駐車場には限りがありますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

○　新型コロナウイルス感染症拡大防止に配意した開催としており、今後新型コロナウイルス感染症等の急激な拡大等によって、開催が中止となる場合もあります。

事業者の方へ　消費税　インボイス制度

# 令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始！

令和５年10月１日から
「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

## 制度導入までのスケジュール

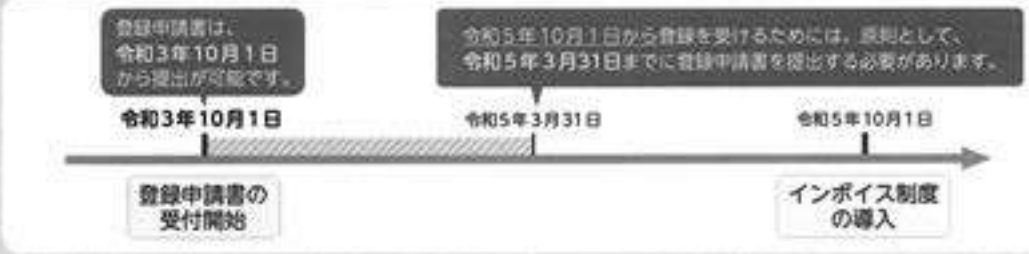


登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。
※　登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T＋法人番号」、それ以外の事業者の方は「T＋13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

登録申請は、e-Taxをご利用いただくと手続がスムーズです。




個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

## インボイスってナニ？

➤ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

＜区分記載請求書（現行）＞ ～令和５年９月

請求書
○○株御中　㈱△△
●年■月分
■月▲日　割りばし　550円
■月▲日　牛　肉　※ 5,400円
合　計　43,600円
（10%対象　22,000円）
（８%対象　21,600円）
※は軽減税率対象

【記載事項】
① 請求書発行事業者の氏名又は名称
② 取引年月日
③ 取引の内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

＜インボイス＞ 令和５年10月～

請求書
○○株御中　㈱△△（T 1234…）
●年■月分
■月▲日　割りばし　550円
■月▲日　牛　肉　※ 5,400円
合　計　43,600円
10%対象　22,000円　内税　2,000円
8%対象　21,600円　内税　1,600円
※は軽減税率対象

【記載事項】
区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
① 登録番号（課税事業者のみ登録可）
② 適用税率
③ 税率ごとに区分した消費税額等

## 「インボイス制度」ってナニ？

➤ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

➤ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

（※） 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

## e-Taxに関する情報

e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問（Q&A）などをお知らせしています。

## インボイス制度に関するお問合せ先

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120－205－553（無料）
【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

国税庁　法人番号7000012050002　2020.10

# インボイス制度導入に当たっての事前準備について

## 適格請求書発行事業者の登録

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、買手が仕入れに係る消費税について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、適格請求書（インボイス）の保存を必要とするものです。

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。

・　適格請求書発行事業者は、課税事業者として申告納税義務が生じます。

・　取引の相手方（課税事業者に限る）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。

・　適格請求書発行事業者以外はインボイスを交付できません。

## インボイス制度導入に当たって適格請求書発行事業者の事前準備

### ▶　売手の立場としての事前準備

・　自身が行う取引において、①何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、②インボイスの交付方法（電子インボイスの提供など）を検討。

・　インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修等。

・　継続的に取引を行う取引先である買手に対して、①適格請求書発行事業者の登録・登録番号、②交付するインボイスの様式、③インボイスの交付方法の連絡等。

・　インボイス制度に係る社員研修の実施。

### ▶　買手の立場としての事前準備

・　インボイス制度に対応できるよう必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等。

・　継続的に取引を行う取引先である売手に対して、①適格請求書発行事業者の登録の有無、②受領するインボイスの様式、③インボイスの受領方法の確認等。

・　インボイス制度に係る社員研修の実施。

**早期に登録申請していただき、余裕を持った事前準備を！！**

**新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ**

# 猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、次の猶予が認められる場合がありますので、所轄の税務署（徴収担当）に早めにご相談ください。

なお、**税務署でのご相談をご希望の場合には**、「３密」防止の観点からも、**事前にお電話をいただき、日時のご予約をお願いします。**

| 区分 | 申請による換価の猶予<br>（国税徴収法第151条の２） | 納税の猶予<br>（国税通則法第46条） |
|---|---|---|
| 要件等 | 次の要件のすべてに該当するときは、延滞税が軽減の上、猶予が認められます。<br>① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。<br>② 納税について誠実な意思を有すると認められること。<br>③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。<br>④ 納付すべき国税の納期限から６か月以内に申請書が提出されていること。<br>（注） 既に滞納がある場合や滞納となってから６か月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。 | 次のような個別の事情がある場合は、延滞税が軽減又は免除の上、猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。<br>≪具体例≫<br>① 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合<br>② 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用<br>③ 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額<br>④ 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額 |
| 申請方法等 | 1 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。<br>なお、提出には郵送（様式は国税庁ＨＰから入手可能）又は **e-Tax をご利用ください。**<br>2 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いします（**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします**。）。 | |

※　猶予制度に関する国税庁ホームページの掲載場所

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm

（上記のサイトは右のコードからもご覧になれます。）

熊本西税務署（電話：096-355-1181）　熊本東税務署（電話：096-369-5566）※自動音声案内

○　「タックスアンサー（よくある税の質問）」のご利用方法等について

国税庁ホームページの「タックスアンサー（よくある税の質問）」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を、税金の種類ごとに調べることができます。

また、キーワードによる検索もできますので、是非ご利用ください。

◇　パソコン及びスマホから（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm）

パソコン及びスマホサイトは、こちらからもご利用になれます。

熊本西税務署（ 電話：096-355-1181 ）※自動音声案内

熊本東税務署（ 電話：096-369-5566 ）※自動音声案内

パソコン及びスマホ

○　国税に関する一般的な相談は熊本国税局の「電話相談センター」へ！

国税に関する一般的なご質問やご相談は「国税局電話相談センター」をご利用ください。

「電話相談センター」ご利用の際の手順は、次のとおりです。

1　所轄の税務署に電話します。

2　音声案内に従い、「１」を選択します。

※申告相談の事前予約など、直接税務署の担当に御用の方は「２」を選択してください。

3　音声案内に従い、相談したい内容の番号を次の中から選択します。

「１」個人の方の年金や事業などの所得税

「２」給与などの源泉徴収（年末調整）又は支払調書

「３」相続税や贈与税又は譲渡所得

「４」法人税

「５」消費税や印紙税

「６」その他

4　国税局電話相談センターの職員がお受けします。

熊本西税務署（ 電話：096-355-1181 ）※自動音声案内に従い「１」を選択

熊本東税務署（ 電話：096-369-5566 ）※自動音声案内に従い「１」を選択

○　e-Tax（国税電子申告・納税システム）について

①　e-Tax では、税務署に出向くことなく、インターネットを利用して所得税、消費税、相続税、贈与税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を行うことができます。

②　税金の納付も、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ダイレクト納付（※）やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）対応の ATM を利用して全ての税目について行うことができます。

※　ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax を利用して電子申告などをした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は期日を指定して国税の納付ができるものです（ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。）。

詳しくは、e-Tax ホームページ（https://www.e-tax.nta.go.jp 又は ｅ－Ｔａｘ 検索）をご覧ください。

熊本西税務署（ 電話：096-355-1181 ）※自動音声案内

熊本東税務署（ 電話：096-369-5566 ）※自動音声案内

## 令和３年度 熊本西税務署人事異動　令和３年７月10日付発令

（敬称略）

| 職位 | 氏名 | 前任職名 |
|---|---|---|
| 署長 | 小川　順一 | 熊本国税局　課税部　酒類監理官 |
| 副署長 | 山崎　　仁 | 留任 |
| | 清水　基司 | 鹿児島税務署　特別国税調査官（総合調査担当）<br>特別国税調査官 |
| | 福田　和哉 | 加治木税務署　総務課長 |
| | 今村　敏文 | 東京国税局　総務部　考査課　課長補佐 |
| 総務課長 | 矢上　勝久 | 三重税務署　総務課長 |
| 税務広報広聴官 | 小川　優子 | 留任 |
| 管理運営部門<br>統括国税徴収官 | 牧野　誠一 | 大分税務署　管理運営第2部門　統括国税徴収官 |
| 徴収第1部門<br>統括国税徴収官 | 原澤健一郎 | 熊本国税局　徴収部　徴収課　実務指導専門官 |
| 個人課税第1部門<br>統括国税調査官 | 河村　貴之 | 熊本国税局　課税部　課税総括課　連絡調整官 |
| 資産課税第1部門<br>統括国税調査官 | 高野　聖貴 | 鹿児島税務署　資産課税第1部門　統括国税調査官 |
| 法人課税第1部門<br>統括国税調査官 | 北里　照也 | 大島税務署　法人課税部門　統括国税調査官 |
| 酒類指導官 | 楠野　明彦 | 鹿児島税務署　法人課税第9部門　統括国税調査官 |

## 令和３年度 熊本東税務署人事異動　令和３年７月10日付発令

（敬称略）

| 職位 | 氏名 | 前任職名 |
|---|---|---|
| 署長 | 高山　伸也 | 熊本国税局　総務部　総括税務相談官　総括相談官 |
| 副署長 | 一安　公敬 | 税務大学校和光校舎　総合教育部　教授 |
| 総務課長 | 大脇　英二 | 熊本国税局　総務部　人事二課　課長補佐 |
| 管理運営部門<br>統括国税徴収官 | 橋本　史隆 | 玉名税務署　管理運営・徴収部門　統括国税徴収官 |
| 徴収部門<br>統括国税徴収官 | 別府　広明 | 東京国税局　徴収部　特別国税徴収官　S-4グループ主査 |
| 個人課税第1部門<br>統括国税調査官 | 南　美智代 | 別府税務署　個人課税第1部門　統括国税調査官 |
| 資産課税部門<br>統括国税調査官 | 山崎　秀臣 | 留任 |
| 法人課税第1部門<br>統括国税調査官 | 下池　利信 | 留任 |

## 熊本県県央広域本部・熊本市だより

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方に対する

# 県税における猶予制度

新型コロナ感染症等に係る徴収猶予の「特例制度」は終了しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県税を一時に納付することができない場合、申請することにより、 次の要件のすべてに該当するときは、原則として１年以内の期間に限り、猶予が認められますので、事前にご相談ください。

### ◆◇◆ 申請による換価の猶予（地方税法第１５条の６） ◆◇◆

① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。

② 納税について誠実な意思を有すると認められること。

③ 猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと。＊

④ 納期限から６か月以内に申請書が提出されていること。＊

＊ 既に滞納がある場合や滞納となってから６月を超える場合であっても、職権による換価の猶予が受けられる場合もあります。

### ◆◇◆◇◆◇◆ 徴収の猶予（地方税法第１５条）◆◇◆◇◆◇◆

例）新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した。

例）納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、県税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用

など

### ◆◇◆◇◆◇◆ 共通事項 ◆◇◆◇◆◇◆

〇延滞金について

猶予期間中の延滞金については、一部または全額免除となります。

〇担保の提供について

猶予を受ける県税額や期間により担保の提供を要しない場合があります。

**※ 新型コロナ感染症等に係る徴収猶予の「特例制度」と要件や必要書類等が異なりますので事前にご相談ください。**

**お問い合わせ先**

熊本県広域本部税務部収税第一課・収税第二課（代表電話 096-333-3200）

※熊本県ホームページにも制度の概要及び様式が記載されています。

# 熊本市からのお知らせ

## 市税の口座振替申し込みを24時間Webで受け付けています！

**市税の納付には口座振替が**

安心　安全　便利

熊本市は、スマートフォンやパソコン、タブレット端末からインターネットを利用して、24時間いつでも市税の口座振替申し込みができる「Web口座振替受付サービス」を行っています。

口座振替依頼書の作成や届出印が不要で、銀行や市役所に行かなくても手続きができますので、感染症拡大防止にもつながります！

※セキュリティ保護された専用サイトを利用しています。

**利用できる金融機関**

●肥後銀行　●熊本銀行　●熊本第一信用金庫　●熊本信用金庫
●熊本中央信用金庫　●九州労働金庫　●ゆうちょ銀行

**口座振替で納付できる税の種類**

●市県民税（特別徴収を除く）　●固定資産税（都市計画税を含む）　●軽自動車税

**サービスご利用にあたっての注意点**

●キャッシュカード発行済みの個人の普通預貯金口座、納税通知書などをご用意ください。
●登録には暗証番号が必要です。ただし、法人カード、家族カード、成年後見人カードなどの暗証番号はご利用できませんのでご注意ください。
●システムメンテナンス等により、ご利用できない時間帯があります。

詳しくは、市HPをご覧ください！➡

（納税課　096-328-2204）

## 6月からコンビニで取得できる税証明書が増えました！

6月1日から、マイナンバーカードを利用してコンビニなどのマルチコピー機で取得できる税証明書の種類が増えました。待ち時間も少なく、手数料も窓口交付時の半額ですので、ぜひご利用ください。

| 証明書の種類 | 手数料 | 備　考 |
|---|---|---|
| 市県民税（所得・課税）証明書 | 200円 | 本人分、現年度分<br>1枚の金額 |
| 固定資産関係証明書<br>（資産証明、評価証明） | 200円 | 本人分、単独所有分、現年度分<br>所有者ごとに1枚に5物件まで記載<br>1枚の金額 |
| 納税証明書<br>（市県民税、固定資産税・都市計画税） | 200円 | 本人分、現年度分<br>固定資産税・都市計画税については単独所有分<br>1年度1税目の金額 |

NEW！

※証明書を取得されるときに熊本市に住民登録がない場合は取得できません。

（市民税課　096-328-2181）

# 青年部会だより

## 令和３年事業報告会・厄入り厄晴れ例会

**開催日：令和３年６月24日（木）　場所：熊本ホテルキャッスル・加藤神社　参加者：50名**

厄入り厄晴れ例会は、今年厄入りを迎える部会員の今後１年の無病息災の祈願と、厄晴れを迎えた部会員の無事を祝う会として開催している恒例事業です。本年度はコロナ禍でありましたが、感染症拡大防止策に最大限配慮し、部会員の理解と協力の下で開催しました。

また、報告会では令和２年度決算と令和３年度事業計画の報告のほか、役員改選において、堤　泰之氏［㈱リアルサービス］が新部会長に就任しました。

厄入り厄晴れ祈願の様子

令和3年度事業報告・厄入り厄晴れ例会の様子

## 部会長あいさつ

公益社団法人熊本法人会　青年部会
第８代　部会長　　堤　　泰之

上村真也部会長の後任として、令和３年度青年部会長を拝命しました堤泰之です。はじめに、昨年より続く新型コロナウイルス感染症によって、事業自粛や営業時間制限などの制約を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。青年部会におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大によって、令和２年度は計画した多くの事業を中止としました。本年度は、感染症拡大防止を最優先に、青年部会としての役割をしっかり果たしたいと思います。

法人会の理念に、税のオピニオンリーダーとしての責務のほか、会員の責務として、国と社会の繁栄に貢献することが謳われています。特に、青年部会は、子ども達への租税教育活動に軸足を置いてきました。その実績をもって、県青年部会連絡協議会主催の租税教育プレゼンテーションでは、優勝した実績があります。

コロナ収束は不透明ですが、可能な限り部会員間の交流を深め、「子ども達が、今以上に熊本を好きになってくれる」ための事業に努めたいと思います。

法人会の素晴らしさは、「租税教室や社会貢献活動通して、会員相互の信頼関係を築く」ことです。

若輩ではありますが、若手経営者が入会したくなるような魅力溢れる自主的で楽しい青年部会を部会員の皆さんと一緒に築きたいと思いますので、よろしく、お願いいたします。

# 女性部会だより

## 女性部会長あいさつ

公益社団法人熊本法人会　女性部会
第４代　部会長　　田邉　由子

なんの取り柄もない私が女性部会長という大役をお引き受けし、重く責任を感じています。 これから２年間女性部会員の皆様方のご協力を賜りながら楽しい女性部会にして行きたいと考えています。

昨年は、コロナ感染症防止対策のためほとんどの活動が中止となり、女性部会員同士の交流の機会も少なく寂しい一年でした。今後は、ワクチン接種が進むにつれて以前の生活が戻ってくることを願っています。今年もコロナ感染の問題が無くなったわけではありませんが、活動を通して女性部会員の皆様方の絆がなお一層深まればと思っています。

早期に第一歩を踏み出すことができますことを願いながら、より良い女性部会となりますよう、どうぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

## 令和３年度組織図

（敬称略）

**部会長**
田邉　由子

**副部会長**
伊藤　敦子　城下奈奈美

**直前部会長**
渕田美恵子

**相談役**
島村美千代

**総務委員会**
内田司穂子
坂本　淑美
高野　郁子

**組織委員会**
森　　輝美
中島　恵美
平野　令子

**事業研修委員会**
首藤美重子
西田　靖子
古田　恭子

**税制委員会**
宮嶋　泰子
上田　節子
仲道　優梨

**広報委員会**
堀川　光江
山口　和代
山﨑　裕子

**厚生委員会**
松村　勝子
石井美代子
髙柳　　和

## 令和３年度行事予定

| 開催日 | 行　　事 | 場　　所 |
|---|---|---|
| ６月８日 | 親　会「第８回通常総会」 | ホテル日航熊本 |
| ６月22日 | 県女連「第22回定時連絡協議会」 | ザ・ニューホテル熊本 |
| ７月16日 | 事業報告会・税務研修会 | ホテル熊本テルサ |
| ９月～ | 租税教室 | |
| 10月～ | 絵はがきコンクール | |
| 10月27日 | 県女連「第17回女性の集い」（主管：天草法人会） | ホテルアレグリアガーデンズ天草 |
| 12月 | 税務研修会及び忘年会 | 熊本ホテルキャッスル |
| ２月 | 絵はがきコンクール選考会 | |
| ３月 | 絵はがきコンクール表彰式 | |